

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 山鹿市 (都道府県: 熊本県)
本事業の担当部局名 市民部地域生活課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	山鹿市結婚新生活支援事業補助金	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	18,000,000 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市の未婚率は、全国と同様に上昇傾向にあり、20代では全国平均を下回っているものの、30代では上回っている状況。【H27→R2 20代:全国79.7%→80.8% 市74.3%→75.2%、30代:全国34.8%→34.8% 市34.1%→35.7%】 未婚者(25歳～34歳)が独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり会わない」が男女とも4割超で最も多い(R3出生動向基本調査等)ため、本市においては、世話人が結婚希望者の縁結びを支援するとともに、出会いの場を提供するイベントへの助成等により、婚活を支援している。 一方で、若年層が結婚を躊躇する大きな要因の一つとして、経済的不安も挙げているため(R4少子化社会対策白書)、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的負担を軽減するための助成を実施している。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 本市の総合戦略基本目標Ⅱ「明日の幸せを語れる暮らしをつくる」に掲げられており、市民一人ひとりが将来に対する夢や希望、明日の暮らしを明るく語れる地域社会の構築を目指し、結婚や出産、子育て環境の充実を図ることで少子化対策に資する取組として実施。 <本個別事業の位置付け> 本事業は結婚を希望する方への支援に位置づけられ、結婚生活を始めるにあたっての経済的な負担を軽減するため、新婚世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の一部を助成する。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐ 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐ 自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐ 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐ 自治体独自基準の場合				
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 ☒ 有								
※(注)3 【その他独自要件】								
・夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において市税等の滞納がないこと。 ・夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、山鹿市暴力団排除条例(平成23年山鹿市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。								
2. 申請見込								
①新規世帯見込 35 世帯 ②継続世帯見込 18 世帯								
上記のうち ともに29歳以下 25 世帯 その他 10 世帯								
【世帯数積算根拠】								
25件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)=15,000千円 10件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)=3,000千円 令和5年度の申請件数見込みが28世帯(60万円*18件、30万円*10件)となっており、令和5年度に実施している事業PRIによる効果を考慮し、計35件とした。								
(参考) 【令和5年度申請状況】 実施中 申請世帯数見込 28 世帯 ～12月(実績) 1 世帯 1月～3月(見込) 27 世帯								

【金額積算根拠】						
<上限額>					<積算>	
(29歳以下)	25	世帯	×	600,000 円	=	15,000,000 円
(その他)	10	世帯	×	300,000 円	=	3,000,000 円
(継続補助)						0 円
合計						18,000,000 円
					令和5年度から令和6年度への継続世帯は、18世帯(下半期に婚姻届を提出した世帯)と見込んでおり、その金額は、【29歳以下】13件×300,000円(29歳以下:継続補助の平均値(試算))=3,900,000円 【その他】5件×150,000円(その他:継続補助の平均値(試算))=750,000円 合計4,650,000円 しかしながら、令和6年度から令和7年度への継続世帯も、18世帯(下半期に婚姻届を提出した世帯)と見込まれ、上記と同額の4,650,000円が次年度への継続分として令和7年度に支出されるため、継続補助の金額は相殺される。 よって、継続補助分は、0となる。	
3. 広報の実施予定						
都道府県主導型コースであるため、熊本県や本市のホームページによる周知、市内の不動産事業者への周知協力依頼を実施する。また市民課窓口において婚姻届を提出した夫婦に対し、案内チラシを配布する。						

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		%	1.7 (2024年度)	1.65 (2013年～2017年)

参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.65 (2013年～2017年)	
	婚姻件数		件	175 (2022年)	
	婚姻率			3.4 (2021年)	

個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	4
	(アウトカム)				
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	0
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・熊本県HP等で当該事業及び実施市町村についての広報を行う。 - 熊本県が実施する都道府県主導型連携コース要件事業への連携は以下のとおり。 【結婚支援】 ・県は市町村に、「まちのよかボス」養成研修の日程等の情報提供及び「まちのよかボス」相談所を設置する。 ・市町村は、市町村内の結婚支援に興味のある人を発掘し、「まちのよかボス」養成研修の受講案内を行うとともに、県が設置する「まちのよかボス」相談所を管内住民に周知し、相談者を「まちのよかボス」につなぐ。 【子育て支援】 ・市町村は、県が運営する子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の定期的なFAQや公共施設の情報更新について、県に情報を提供する。 ・市町村は、市町村内の子育てイベント情報や感染症・予防接種情報などの子育て支援情報を随時県に提供し、県は子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の配信機能を用いて、県民に向けて情報発信を行う。
--------------------------------	--

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内の不動産事業者や企業等に対し当制度のチラシを配布し、対象世帯及び予備世帯に対し広報活動の依頼を行うことで幅広い世帯に周知することが可能である。
---------------------------------	---

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。